

青警本高速第44号
平成26年3月4日

各所属長 殿

青森県警察本部長

高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線等における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての協定等の締結について

この度、青森県公安委員会と岩手県公安委員会との間で、別添1「高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線等における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての協定」（以下「公安委員会協定」という。）のとおり協定を締結し、平成26年3月29日から実施することとしたが、公安委員会協定の締結の趣旨及び内容等はついでには次のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 締結の趣旨

高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線（以下「東北縦貫自動車道八戸線」という。）及び一般国道45号（東北縦貫自動車道八戸線に接続する自動車専用道路に限る。以下「百石道路」という。）における交通の取締り等に関する警察官の職権行使については、平成14年7月10日付けで岩手県公安委員会と協定を締結していたところであるが、平成25年3月24日に県道八戸野辺地線の自動車専用道路（第2みちのく有料道路）の区域及び一般国道45号（上北道路）が供用し百石道路に接続した他、平成26年3月29日に一般国道45号（八戸南環状道路及び八戸南道路）が供用し、東北縦貫自動車道八戸線に接続することに伴い協定区域を見直し、新たに協定を締結したものである。

2 内容

(1) 職権行使の区域（第1条関係）

東北縦貫自動車道八戸線並びにこれに接続する一般国道45号及び県道八戸野辺地線の自動車専用道路の区域（以下「自動車専用道路」という。）における交通の円滑と危険の防止を図るため、当該道路のうち次の各号の区域（以下「協定区域」という。）において、交通の取締り等の職権を行使できることとした。

ア 青森県警察

東北縦貫自動車道八戸線の青森県と岩手県との境界から岩手県内に50.0キロメートルまでの区域

イ 秋田県警察

東北縦貫自動車道八戸線の岩手県と青森県との境界から青森県内に
45.5キロメートルまでの区域

(2) 交通法令違反事件の処理方法（第2条関係）

協定区域における交通法令違反（交通事故に係るものは除く。）の送致は、当該事件を捜査した警察官の所属する県警察が行うものとされた。

(3) 交通事故事件の処理方法（第3条関係）

協定区域における交通事故事件の送致は、当該事件の発生した場所を管轄する県警察が行うものとされた。

(4) 細目的事項の委任（第4条関係）

この協定の実施について必要な細目的事項は、協定県警察の警察本部長が別に協定するものとされた。

3 細目的事項の協定締結

公安委員会協定第4条の規定に基づき、別添2「高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線等における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての細目的事項の協定」（以下「本部長協定」という。）のとおり、「相互協力」、「警ら区域」、「応急措置」、「協力要請」及び「協力要請の手続き」等について、本職と岩手県警察本部長との協定を締結した。

4 協定の実施等

- (1) 公安委員会協定及び本部長協定は、平成26年3月29日から実施する。
- (2) 高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線等における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（平成14年7月10日付け青森県公安委員会及び岩手県公安委員会との協定）及び高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線等における交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目的事項の協定（平成14年7月10日付け青森県警察本部長及び岩手県警察本部長との協定）は、廃止する。

担当 高速道路交通警察隊管理係

高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線等における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての協定

青森県公安委員会及び岩手県公安委員会は、警察法（昭和29年法律第162号）第66条第2項及び警察法施行令（昭和29年政令第151号）第7条の3第2項第1号の規定に基づき、高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線（以下「東北縦貫自動車道八戸線」という。）並びにこれに接続する一般国道45号及び県道八戸野辺地線の自動車専用道路の区域（以下「自動車専用道路」という。）における青森県警察及び岩手県警察（以下「協定県警察」という。）の警察官の交通の取締り等に関する職権行使について、次のとおり協定する。

平成26年2月27日

青森県公安委員会

委員長 今井高志

岩手県公安委員会

委員長 雫石禮子

（職権行使の区域）

第1条 協定県警察の警察官は、東北縦貫自動車道八戸線及び自動車専用道路における交通の円滑と危険の防止を図るため、当該道路のうち次の各号に定める区域（以下「協定区域」という。）において、交通の取締り等の職権を行使することができる。

（1）青森県警察 東北縦貫自動車道八戸線の青森県と岩手県との境界から岩手県内に50.0キロメートルまでの区域

（2）岩手県警察 東北縦貫自動車道八戸線の岩手県と青森県との境界から青森県内に45.5キロメートル（自動車専用道路を含む。）までの区域

（交通法令違反事件の処理方法）

第2条 協定区域における交通法令違反事件（交通事故に係るものを除く。）の送致は、当該事件を捜査した警察官の所属する県警察が行うものとする。

（交通事故事件の処理方法）

第3条 協定区域における交通事故事件の送致は、当該事件の発生した場所を管轄する県警察が行うものとする。

（細目的事項の委任）

第4条 この協定の実施について必要な細目的事項は、協定県警察の警察本部長が別に協定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成26年3月29日から実施する。

2 高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線等における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（平成14年7月10日付け青森県公安委員会及び岩手県公安委員会との協定）は、廃止する。

高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線等における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての細目的事項の協定

青森県警察本部長及び岩手県警察本部長は、高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線等における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（平成26年2月27日付け青森県公安委員会及び岩手県公安委員会との協定。以下「公安委員会協定」という。）第4条の規定に基づき、細目的事項を次のとおり協定する。

平成26年2月27日

青森県警察本部長
警視長 徳 永 崇

岩手県警察本部長
警視長 田 中 俊 恵

（相互協力）

第1条 青森県警察及び岩手県警察（以下「協定県警察」という。）は、公安委員会協定の実施に関し、相互に協力するものとする。

（警ら区域）

第2条 協定県警察の警察官が相互に警ら及び交通法令違反の指導取締りを行う区域は、公安委員会協定第1条に定める区域（以下「協定区域」という。）のうち、一戸インターチェンジから八戸インターチェンジまで、八戸ジャンクションから下田百石インターチェンジまで及び八戸ジャンクションから八戸是川インターチェンジまでの区域とする。

（応急措置）

第3条 協定県警察の警察官は、協定区域（管轄区域を除く。）において、交通事故の発生、道路の損壊その他交通の安全と円滑を害する事案（以下「事故等」という。）を認知したときは、当該事故等について応急の措置をとるとともに、速やかに当該事故等の発生地を管轄する県警察に通報するものとする。

（協力要請）

第4条 協定県警察は、それぞれの管轄区域に係る協定区域において、事故等が発生し、これを迅速に処理しなければ他の事故等を誘発するおそれがある場合において必要があると認められるときは、当該協定区域内において勤務中の相手方県警察の警察官に協力を求め、及び相手方県警察に対し、警察官の出動その他の協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第5条 協定県警察は、相手方警察に対して警察官の出動その他の協力を要請するときは、東北管区警察局高速道路管理官を通じて行うものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成26年3月29日から実施する。
- 2 高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線等における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての細目的事項の協定（平成14年7月10日付け青森県警察本部長及び岩手県警察本部長との協定）は、廃止する。